

議案第51号旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の  
一部を改正する条例案に対する修正案（動議）

議案第51号旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案に対する修正案を会議規則第17条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和8年6月26日

旭川市議会

議長 福 居 秀 雄 様

提出者 旭川市議会議員

まじま 隆 英

能登谷 繁

賛成者 旭川市議会議員

中 村 みなこ

石 川 厚 子

議案第51号旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の  
一部を改正する条例案に対する修正案

議案第51号旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

別表第1の改正規定中

規則で定める指定ごみ袋 1枚につき (1) 5リットル用 15円 (2) 10リットル用 30円 (3) 20リットル用 60円 (4) 30リットル用 90円 (5) 40リットル用 120円	を	規則で定める指定ごみ袋 1枚につき (1) 5リットル用 10円 (2) 10リットル用 20円 (3) 20リットル用 40円 (4) 30リットル用 60円 (5) 40リットル用 80円	に修正する。
規則で定める指定ごみ袋 により排出することが適 当でないと認められる場 合にあっては、規則で定 める1単位につき 120円		規則で定める指定ごみ袋 により排出することが適 当でないと認められる場 合にあっては、規則で定 める1単位につき 80円	

附則第2項第2号中「ごみ処理手数料」を「ごみ処理手数料（家庭廃棄物のうち燃やせるごみ及び燃やせないごみに係るものを除く。）」に修正する。

附則中第5項を削り、第6項を第5項とする。